

完了検査（建築物以外）における事前チェックリスト

書類不備とならないように申請前に点検し□をチェックし、申請時に添付してください。

1 事前確認（確認済証が交付されてから完了検査申請の前まで）

□	【工事着手前】 工事施工者が未選任の場合は選任し、工事監理者（施工者）選任届を提出すること。
□	【設計変更を行う場合】 計画変更確認申請などの手続きが必要かどうかを事前に秋田市と協議すること。
□	【2週間程度前】 （直前の確認を申請した先が指定確認検査機関である場合） 当該建築物の計画に係る確認に要した確認申請図書または計画変更がある場合はその確認申請図書を提出すること。
□	【建築主等を変更する場合】 建築主等名義変更届を提出すること（施工者についても同様）。

2 完了検査申請（建築物）に必要な書類のチェック

□	当該建築物の計画に係る確認に要した確認申請図書または計画変更がある場合はその確認申請図書（異なる建築主事に提出する場合）
□	完了検査申請書
□	構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真（建築基準法第7条の5の適用を受ける場合）※
□	軽微な変更がある場合は「軽微な変更説明書」
□	委任状（代理者による申請を行う場合）

※撮影する時期は、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋終了時。

3 完了検査申請書のチェック

□	完了検査申請書第2面の内容が確認申請書第2面、委任状および建築士免許の写しと同じであるか。
□	写真は、必要な箇所が撮影されているか。また、確認できるか。

4 手数料に関するチェック

□	完了検査申請手数料の算定 →手数料 工作物 9,000 円、建築設備 13,000 円
---	--

5 その他の手続きに関するチェック

□	
□	